

平成26年第6回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	佐々木	完	2 番	渡部	幸悦
3 番	佐々木	雄太	4 番	佐々木	正明
5 番	奥山	収三	6 番	伊藤	知
7 番	伊藤	竹文	8 番	飯尾	明芳
9 番	市川	雄次	10 番	佐々木	弘志
11 番	佐々木	平嗣	12 番	小川	正文
13 番	伊東	温子	14 番	鈴木	敏男
15 番	佐々木	春男	16 番	宮崎	信一
17 番	加藤	照美	18 番	佐藤	元
19 番	佐藤	文昭	20 番	菊地	衛

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 伊東 秀一 班長兼副主幹 加藤 潤
主 事 須田 拓也

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横山 忠長	副 市 長	須田 正彦
教 育 長	齋藤 光正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋藤 均
財 務 部 長	佐藤 正春	市民福祉部長	齋藤 洋
農林水産建設部長	佐藤 正	商工観光部長 (雇用対策政策監)	佐々木 敏春
教 育 次 長	齋藤 栄八	ガス水道局長	高橋 元
消 防 長	伊東 善輝	会 計 管 理 者	須田 一治
総務部総務課長	齋藤 隆	企 画 課 長	齊藤 義行
税 務 課 長	渋谷 憲夫	市 民 課 長	佐々木 俊哉
生活環境課長	小松 幸一	農林水産課長	佐藤 克之
商 工 課 長	山田 克浩	教育総務課長	池田 昭一
学校教育課長	木谷 玲子	文化財保護課長	齋藤 一樹
農業委員会事務局長	平野 清克		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

平成26年9月3日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。初めに、5番奥山収三議員の一般質問を許します。5番。

【5番（奥山収三君）登壇】

●5番（奥山収三君） おはようございます。今日の一般質問の最初の質問に入らせていただきます。

私は、このたびの質問では、ふるさと納税について、この1項目で質問したいと思います。

ふるさと納税は、制度が始まって7年目を迎えて、全国各地でクローズアップされ、さらには色々な特典を設けて納税を呼びかけております。この納税制度では、スタートした2008年の寄附は計3万人、金額にして73億円。それが平成12年度には、11万人の寄附で130億円に上っているという報告もございます。それでさらに、軽減される税額が現在上限が2万8,000円になっておりますが、政府が来年度からは、ふるさと納税拡充へということで軽減される税額も最大5万8,000円になるようにするような新聞記事もございます。

そのような中で、にかほ市は秋田県内では常に納税件数・金額においてトップクラスです。しかしながら、最近では大館市が件数や金額が随分と増え、好評のようです。その要因は、大館市ではふるさと納税をされた方に地元の特産品を送る特典を設けており、非常に細かな行き届いた地元の特産品のコースごとに準備していることにあると思われまます。ちなみに先日の新聞では、大館市では103品、そしてさらに湯沢市の方では106品の納税者への品を取り揃えているという報道記事が載っております。また、先日の読売新聞では、今年度のふるさと納税、7月末現在までということで、

大館市が件数にして737件、にかほ市は8件、金額の方は、大館市が1,070万円ほど、にかほ市は15万8,000円、非常に現在は低迷しているような状況でございます。

そこで、にかほ市でもふるさと納税をされた方に対し、市長の礼状、広報にかほを2年間無料送付、さらに県内49カ所の施設でサービスを受けられる優待券、そして宿泊割引券等の特典を設けていますが、下記につき質問いたします。

一つ、にかほ市で設けている特典で、今まで各施設等に優待券を利用して入場した、または宿泊券の特典を利用された件数を把握されているのであれば教えていただきたい。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、奥山議員の御質問にお答えをいたしますが、初めの特典を利用された件数はどのくらいかということについては、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、一つ目の優待券、宿泊割引等の利用件数についてお答えをいたします。

市内の優待宿泊割引等の御協力をいただいている利用施設でありますけれども、市内には7施設ございます。まずそれを紹介したいと思います。一つ目が薫風苑内にありますまがりやでの食事の割引、二つ目が白瀬南極探検隊記念館の入館料の優待、こちらは無料でございます。三つ目が象潟郷土資料館、こちらが入館料を優待、こちら無料割引でございます。四つ目がフェライト子ども科学館、こちらが入館料の優待、こちら無料利用できます。五つ目が道の駅象潟ねむの丘でございますけれども、お土産等購入いただいた方に、ゆずポン酢1本をサービス。それから、六つ目が、はまなすの宿泊の割引、こちらは1割引でございますが、及び温泉入浴、こちらは3名まで無料とすると。それから、七つ目として、サンねむの木の宿泊の割引、こちらは1人500円割り引くというものでございます。

それで、御質問の利用の実績でございますけれども、これまでの利用実績は、道の駅での優待が9名、はまなすの入浴利用、こちらが2名となっております。創設から、平成20年度から平成25年度まででありますけれども、総計では582件ございました。ですので、そういった関係からいきますと、利用率は5.6%と低い状況でございます。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今聞いたところでは、5.6%、非常に低い利用率ということですが、この優待券、または宿泊券、これに関して、今後ともこのような状態で続けていけるのかどうか、そのお考えを聞かせてください。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） 今後の存続のあり方については、奥山議員の二つ目の質問の方にも関わってくると思いますけれども、検討しているところでございますので、次の二つ目の方の関係になるうかと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今、確かに二つ目の方にも関連してございますので、じゃあそちらの方でこの件については聞くようにしますが、まずはにかほ市のこの特典、これについてですね私は非常に寂しいというか、どういうんでしょうかね——ふるさと納税される方に対してのお礼というかそういうその気持ちですので、もう少し最初から何らかの形で然るべき方法もあったのかなという気はしているんですけども、今、先ほどの答弁にもありましたように、非常にその優待券の利用率が低いということでしたけども、これは県内の49カということをしてはいますが、この市内の、にかほ市内では利用率は把握している、利用された方を把握されているかどうか教えてください。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） そちらの方の状況については、把握しておりません。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今、把握をされていないということですので、ちなみにこの県内49カ所の施設という、その施設というのは、どのような施設なのか、主だったところだけでも教えていただけますか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） パスポートというのがございまして、主だったところと言いますと、北の方からいきますと、鹿角の例ですけども、大太鼓の館、それから、大湊村では、ホテルサンルーラル、それから、森吉山阿仁スキー場、阿仁のクマ牧場、なまはげ館、こういったところが利用できるような状況になっております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 現在、そちらの方での利用状況は把握していないということですので、これ以上聞いてもなんですので、次に、二つ目の方に移らせていただきます。

このふるさと納税では、色んなところで、色んな特典を設けてやっております。先ほどお話したように大館市もそうですし、湯沢市もそうです。さらに先日、NHKの「クローズアップ現代」でもやっていたけれども、宮崎県の三股町というところでは、300万円以上のふるさと納税をした方には1頭200万円相当の宮崎牛を10回に分けてプレゼントすると。その制度を設けて今年4月の募集を始めましたら、あっという間に一杯になったそうです。それともう一つは、長野県ではこういう事例がありました。耕作放棄した田んぼ、または休耕している田んぼ、荒れ果てたところをもう一度近所の人に作っていただいて、そこで上がった米を行政の方で市場よりも高い値段で買って、それをふるさと納税された方々にプレゼントしたいと。そうしましたら、すごい反響で、荒れた耕作地がきれいになって、高齢者の方々も、今までは休んで、やめていた方々も、ほとんどの方と言っていいほど田んぼを作り始めた。それが地域の活性化に繋がって、非常にその自治体では喜んでるというそういう報道もございました。

そこで、このにかほ市でも入場券や宿泊券だけではなく、もっと地元の特産品、そういうものを幾つか組み合わせをしてお礼に贈るという特典を設けられたらいかかと思えます。これについてお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたしますが、ふるさと納税、始まって7年が経過したわけではありますが、当初のふるさと納税というのは、全く今とは違うような状況であったと思います。ふるさとを離れた皆さんが、ふるさとに思いを込めて納税をすると、そういう形で少しでもふるさとの力になればという形のものが、今度は色々な形で変わってきて、奥山議員が御指摘のように、ふるさとの物産を納税した方にお礼として配るという形に全国的に今変わってきていることは承知しております。

先ほどお話ありましたように、県内の25市町村の中でお礼の制度を設けているのは12市町村です。中でも先ほどお話がありましたように大館市、特産のカatalog、私も見せてもらいましたけども相当の数です。それで、これを行って急激に大館市は増えてきました。昨年度は1,624件、2,800万円のふるさと納税があったと聞いております。

先ほど申し上げましたように納税の仕方が変わってきておりますので、市としても来年度に向けて、市内の産業の一助となるような形の特産品、これをお礼として配付するような、贈るような、そうしたことを検討してまいりたいと思っております。

ただ、先ほど、どこかの牛の話もありましたけれども、300万円以上は200万円相当の牛を分割して送るといふようなお話もありましたが、例えば今先進的な形として県内では大館市だけですが、大館市の場合は、その贈る特産品も合わせて費用が3割、3割以内に抑えるという形で取り組んでいるようであります。ありますので、にかほ市でも産業振興の一助としてなるようなものを今後検討をしてまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） 今の市長の答弁では、今後検討したいというようなことをおっしゃってましたので期待したいと思っておりますけども、ちなみに、この地場のものを、色んなものを送ることによって、そこの産業が——産業というか商業もさることながら、色んなことが潤いが出てくると思うんです。例えば一つの例を挙げると、にかほ市にはイチジクもあり、しかも冬になればハタハタも獲れる、また、春は山菜、秋もそうですけれども、キノコ等が出てくる。ある方に言わせれば、都会に住んでる方ですけども、私のところに電話寄こしまして、こういうことを言った方がおりました。確かに広報にかほを2年間無料で送ってくるのもありがたいけども、春になって、一把の、たった一把のワラビでもいいから送ってくればどんなにかうれしかと、そういう意見も話された方もおりました。ましてや、ここ出身の方、地元にかほ市出身の方は、それは強く思うことかと思えます。それと同時に、今、市長がおっしゃったように地場の特産品、もしくは土産物を送ることによって、先ほど言ったように地元が潤いますし、強いて言えば産業または雇用に繋がるものと私は思っております。ですから、ぜひこの地場の特産品に関しては前向きに考えていただくよう、この場でお願いたします。

次に、三つ目の質問に移ります。先日、ある方からふるさと納税の件で打診を受けまして、中央に住んでる方ですけども、納付書と一緒に資料も送られてきたというようなことで、ふるさと納税

の納税される方が使用目的を希望するという事もできるわけですので、この納税に沿った使い方がされてるかどうか、それに関しては、市から送られてきた、同封されていた今までの皆様方からいただきました寄附金ということで、平成20年度は学校図書、平成21年、中島台の遊歩道等々ところ書いてるわけですが、これに対してどれぐらいの金額を使ったかということは明細は書いてないわけですが、一応お尋ねしたいんですが、納税者の希望に沿った使用をされているのかどうかお伺いします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） この質問についても最初の質問と同様、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、三つ目の質問にお答えをしたいと思います。

平成20年度から平成25年度までということで、この間にいただいたふるさと納税でございますけれども、総計で582件、2,350万円余りになります。そこで、先ほど議員も申しておりましたけれども、寄附の目的として、一つが豊かな自然環境の保全や美しい景観の保全事業に充てる。二つ目として、伝統芸能や地域文化の伝承並びに遺跡等の保全、継承事業に充てる。三つ目として、環境保全や環境浄化並びに循環型社会の形成事業に充てる。四つ目として、ふるさとを担う子供たちの教育環境の充実に充てる。五つ目として、活力のあるふるさと創造に向け、福祉産業の充実に充てる。六つ目として、防災対策、再生可能エネルギー関係の事業に充てる。この六つ目の項目につきましては、3.11東日本大震災以降に設けたものでございます。それから、七つ目として、その他お任せという、七つの項目を提示して御希望を選んでいただいております。件数的には五百何件でありますけれども、一番多いのが、一番目の自然環境の保全や景観の保全に充ててほしいというのが一番多い状況となっております。

そこで、用途につきましては先ほど奥山議員が話しておったとおり、そういった事業に、その思いに応える形で使わせていただくというような取り組みをしております。今後ともそういった納税者の思いを大事にして、有効に活用させていただきたいと、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 奥山議員。

●5番（奥山収三君） 一応まず答弁は受けたわけですが、この使用方法でまだ例えば、現在基金等に回ってる分もあるかと思うんですが、それ等はどのような割合になってるか分かる範囲で教えてください。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） その件につきましては、今、これまで集まったお金が2,350万円余り。そのうち、これまでにその中島台の遊歩道の整備や山根館整備、学校図書の購入などで、合わせて約半分ほどになりますけれども、1,200万円ほどということになります。ただ、全額それに向けてるということではなくて一般財源も出ておりますので、基金造成とはまた別の金額にはなるかと思っております。

●議長（菊地衛君） 奥山収三議員。

●5番（奥山収三君） はい、分かりました。いずれにしましても、先ほど市長がおっしゃったように、このふるさと納税制度は当初と今とでは大分違う状況になっているのは、これは私ども十分知ってるつもりです。ただ、最近のこのふるさと納税制度というのは非常に多様化してきました、色んな特典、例えば、あるところでは何か気球を飛ばす、その場に、納税されたところに行って気球を上げるというようなこともやってるような自治体もあるみたい、熱気球ですか、体験飛行を実施というようなところもあるみたいですし、色んな特典のやり方はあるかと思います。しかしながら、先ほどおっしゃったようにこのにかほ市でもぜひ地場産のものを極力活用して、市の活性化に繋がるよう努力していただきたいと、それをお願いして質問を終わります。

●議長（菊地衛君） これで5番奥山収三議員の一般質問を終わります。

次に、14番鈴木敏男議員の一般質問を許します。14番。

【14番（鈴木敏男君）登壇】

●14番（鈴木敏男君） 14番の鈴木敏男です。

昨日の新聞の第一面に、この8月は日照時間が例年の半分だった。逆に降水量が2から3倍になったと。いわゆる夏らしくない8月であったというふうに報道されました。こうした異常気象が、降雨の多かった今年の夏が市内の農業関係や漁業関係、あるいは経済に影響がなかったのかどうか、大変心配しているところであります。

さて、このたびは半年ぶりにこの質問席に立たせていただきましたが、通告しております3項目につきまして順次質問いたします。

初めに、誘致企業の状況と今後の雇用対策という項目での質問であります。誘致したコールセンターに対しての市長の現在考えていること、また、離職者が増加する中であって、果たして障害者の皆さん方の雇用状況はどうなっているのかどうか、また、今後の雇用対策や企業誘致に当たっては、どのようなスタンスで臨まれるのか、こういったことを質問項目としております。

その一つ目として、コールセンターの企業誘致に当たってであります。

このことにつきましては、昨日、また一昨日にも同僚議員からの質問がありましたので、あるいは重複するかもしれませんが、今後の企業誘致に当たっての道しるべにすべくという思いから質問をいたします。

人口減少は大きな社会問題であり、国や県、また、当市においても重要な施策の一つとしてその対策に乗り出しております。統計などに目を通しますと、雇用がしっかりと確保されている、あるいは一人当たりの所得が高いまちにあっては、人口減少が少なくなっていたり、鈍化している傾向にあるようです。したがって雇用対策というのは、あらゆる施策の中でも上位に取り上げるべきものだというふうに理解しております。

当市では、これまでに雇用対策に重きを置くことから、市長をトップとして雇用対策を担当する管理職を設けたり、秋田県にも職員を派遣するなどして雇用確保や企業誘致に対応してまいりました。昨今では大企業、大手企業の撤退に伴っての離職者対策として、コールセンターの誘致を図り、雇用の規模の拡大に積極的な姿勢を示されたところでありました。しかし、これは大きな課題を残して新たな企業が事業を引き継ぐことになりました。この件では、市民の皆さんの関心も高く、合

わせて企業に対する補助金のあり方、あるいは企業の誘致に当たっては当市の事情に合った業務の選択など、今回のコールセンターの誘致を考えた場合、今後誘致に当たっての道しるべにすべきであるという思いから、以下、市長の見解をお伺いいたします。

一つ目であります。会社では、当市への進出には市長をはじめ市側の熱心な働きかけがあった、こういうふうに述べております。物事を進めるには、そうした熱意も必要かと思えます。それに今回このコールセンターの誘致に当たっては、議会も全会一致で賛意を示しましたし、私もその一人でありますから責任を免れるつもりはありませんが、誘致に当たって市長の背中を押したものは一体何であったのか、初めにお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、コールセンターの企業誘致に当たって市長の背中を押したものは何かという御質問でございますが、にかほ市にとっては初めての業種となるコールセンターを誘致したいということで、議会にも色々御説明をして御理解をいただいていたつもりであります。

コールセンターの誘致の動機でございますが、御承知のように中核企業の生産体制の見直しで大量の離職者が発生しました。これは、生産体制の見直しで協力企業と言われた企業が仕事なくなったということから始まっているわけでありまして。このとき、にかほ市と由利本荘市と合わせて七百数十人の方々が職を失いました。一回失われた雇用というのは、業務を開始しない限りは、これは回復は見込めないという厳しい状況に置かれたところでございます。また、ここは企業というのはどちらかというと製造業、これに特化しておりますので、このにかほ市においても違う業種があってもいいのではないかとということもありました。御承知のように若干今、回復はしておりますが、ハローワーク本荘管内での有効求人倍率は、まだ0.5そこそこです。県内でも最も悪いところですよ。したがって、こうした状況の中でどう離職された市民の生活を守るかということが一番を考えながら、その雇用を受けてくれる企業、こういうことで私は私の背中を押したという形としては、そういう考え方でありまして。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ただいま市長から、コールセンターの誘致に当たっての思いというものを話をお伺いいたしました。私も冒頭述べましたように、雇用の確保が当市にとっては最重要課題の一つというふうに考えています。昨年、コールセンターの誘致を提案された当時は、実は私たちもコールセンターというのはどんなものか、あるいはどんな仕事をするのか、ほとんど分からないような状況でもありました。そうしたことから岩手県の方に出向いて研修をしたことがありました。話を伺いますと、市長もコールセンターの誘致に当たっては当初余り乗り気ではなかったというような話も伺ったことがあります。それが雇用の確保が第一との思いに至って誘致に踏み切ったということは理解するわけでありまして。ただ、今となっては別会社に譲渡され、しかも雇用の維持にも繋がったというわけでありましてけれども、当時のことを振り返って、ああすべきではなかったか、あるいはこうすれば良かったな、こういう反省といたしまししょうか、不足したものが何かあったのか

どうか、その辺、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 誘致に当たって不足したことがないのかどうかということではありますが、やはり新しい業種ですので私も誘致する段階では迷ったことは確かです。ただ、先ほど申し上げましたように大量の離職者がいて雇用が見込めない状況にあって、いかにしてこういう離職された市民の生活を守っていくかということについては、やはり私なりにその企業を見て、というのは、例えば、この業種はこれから伸びていくだろうと、そして、これは後の質問でもお答えしますが、その企業は一流の企業、例えばプリンスホテルの宿泊予約の受け付け、あるいは楽天トラベルの業務の受け付け、こうしたことをやっておりましたので、これはまたさらに伸びる企業だなというふうな形の中で誘致を決めて、議員の皆様方に御相談をしたというのが当初の私の取り方だったと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） おおむね市長の考え方については理解したつもりでおります。

そこで次の項目に入りますが、ただいまは当時のことに思いをいたして話を伺いましたけれども、この件について秋田県知事は、余りに雇用ということで前のめりになってしまったというふうに述懐をされております。コールセンターを誘致したリーダーとして、現在市長はどのような見解をお持ちでしょうか。ちょっとだぶる面があるかと思いますが、お伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 秋田県知事は今回の件について、余り雇用ということで前のめりになってしまったということを発言しておりますけれども、知事のコメントは、県が仲介することにより事業を実施したにかほ市、あるいはにかほ市民に、結果として迷惑をかけてしまったということの行政の長としての反省の弁ではなかったのかなというように思います。当時、今も継続しておりますが、先ほど申し上げましたように厳しい雇用環境の中で、国や県、あるいは当市と由利本荘市、それからハローワーク本荘など関係機関と連携となって、何とかこの雇用をどうすれば守れるのかということを探求してまいりました。その中でコールセンターの誘致ということは、何よりも離職された方々の生活を守りたいという思いでありますから、私は当時としては好ましい選択であったと思っております。ただ、当時は誘致した企業がこれほど親会社が急激に規模拡大に走ることは考えておりませんでしたし、これは私ばかりじゃなくて県も同様だと思います。結果として、この拡大路線が破綻したわけでありまして、このことについては、先に質問された議員の皆様方にも御答弁しておりますが、大変、市民や元社員の皆さんには大変申し訳なく思っているところであります。ただ、企業誘致は相手がある話ですから、自分たちの思うようにいかない場合もたくさんあるかと思っております。これは幾ら我々が色々検討しても、その時代時代に乗れない企業も場合によっては出てくるかも分かりません。ですから、そういうことも踏まえながらも、踏まえながらも、これからも厳しい雇用情勢を少しでもいい方向に持つていくために、引き続き企業誘致活動、あるいは地元企業の支援をして、そして規模の拡大に繋がるような施策を展開していきたい、そのように

考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 市長の雇用確保に対する思いというのは十分理解できました。理解できた上でもう一度お聞きするんですが、これは三つ目の方に入りますけれども、当市ではこれまで製造業を主体にした雇用が主体であったというふうに思います。ところがこのコールセンターというのは、今までからすると異質な形のこの誘致であったというふうにこう私は思うんですが、果たしてこうした業種、このものが当市でなじむものであったのかどうか。この辺、全体協議会でも少し出ましたけれども、再度お尋ねをさせていただきます。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 製造業が中心ですので、ここにこういう業種がなじむのかという御質問でございまして、にかほ市の場合は製造業であっても電子部品、あるいは機械、これにまず特化しているわけです。製造業も色々あります。ですから、私はこれからも食品加工も含めて、にかほ市に、製造業ですが、こうした業種も誘致をしていきたいということで取り組みをしているところでございます。ただ、にかほ市が工業のまち、あるいは企業城下町と言われるようになりましたけれども、これはやはり70年ぐらいの、70年を越える歴史があって今こういう形に言われているわけでありませぬ。この間、色々な山あり谷ありで苦難を乗り越えて今あるわけですが、やはりこうしたコールセンターという業種がなじむとかなじまないとかというよりも、今、給与の遅配になってきてもやはり使命感と、あるいはここにコールセンターを残したいという社員の皆様方が頑張っている新しいところに繋がってきているわけでありませぬので、この地域にこうした業種がしっかりと定着できるように行政としても議会と連携して支援をしてみたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 今、市長の方から、なじむとかなじまないというふうな、こういうものではないというふうな話を伺いました。市長のそういう思いでありますので、新しく事業を引き継いだ新しい会社には、何とかひとつにかほのこの大きな仕事として定着してほしい、こういうふうに願っているところであります。

それでは、次の方の質問に入らせていただきます。

次に、障害をお持ちの方々の雇用状況とその対応についてお伺いをいたします。

雇用状況が厳しくなりますと、弱い立場にある方々がなおさら厳しい状況に追いやられることが多くあるように思います。そこで県内の民間企業の障害者雇用率を見ますと、これは一昨年のデータであります。秋田県では1.56%ということで全国平均を下回っております。通告書には47都道府県の最下位というふうに記述しましたが、あるいは最下位ではないのかもしれませんが、下位の方にあることが確かのようにあります。昨年は法定雇用率が見直され、民間企業では2%に引き上げられました。さらに、国や地方自治体などでは2.1%から2.3%に、教育委員会では2%から2.2%になったと、こういうふうに承知いたしております。障害者の方々の雇用拡大への取り組みが一層進められようというふうに行っているのだというふうに理解をしています。

そこでお伺いいたしますが、当市における障害をお持ちの方々の雇用に関してお伺いです。

初めに、当市での障害者の方々の雇用実態はどうなっているのかお尋ねをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、障害者雇用対策について1項目から3項目まで質問されておりますが、これについては担当の部長にお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） それでは、当市での障害者の雇用実態についてお答えをいたします。

初めに、制度について若干申し上げたいと思います。

法定雇用率の見直しについてでございますけれども、秋田県労働局から事前の情報提供並びに通知があり、その状況については承知をしております。教育委員会の2.2%に適用されるのは、県の教育委員会及び労働大臣が指定するところのみということになっておりますので、県内においては該当する教育委員会はないというような状況でございます。したがって、市長部局、あるいは教育委員会、改正後も法定雇用率はともに2.3%ということになります。また、法定雇用率の算出に当たっては、正規の職員、あるいは臨時職員ともに対象となっておりますので、臨時職員も含めた形の算出ということになります。また、ちょっと細かい話になりますけれども、障害の程度により、重度の障害者を雇用している場合は一人で二人というように換算をするというようなことで、そういった細かい取り決めもございます。

そこで御質問の雇用の実態でありますけれども、改正前の平成24年度、このときの市長部局での法定雇用率、これが2.1%、対しまして実態としては1.61%。人数で言いますと法定雇用人数が3人でございます、人数においては3人を雇用していたというところでございます。教育委員会では、当時、平成24年度においては法定雇用率が2%、2.0%に対しまして1.61%ということで、率においてはともに未達成ということになりますが、人数で言いますと一人の法定雇用ということになりますので、一人を雇用しているという状況で人数的には達成をしているということになります。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 色々詳しいことまでお話いただきましてありがとうございました。今話されましたように法が変わったというふうなことになりますが、そうすれば雇用状況にこの法が変わったことよっての変化というのはございますでしょうか。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 二つ目の御質問ということになりますけれども、多少の障害者雇用率の変動がありましたけれども、改正後の平成25年度までは市長部局、教育委員会ともに先ほど同様、法定人数、こちらは達成しております。しかしながら、今年度に入りましてからは市長部局の法定雇用率が2.3%、対しまして2.27%ということで率では下回っております。しかしながら、平成25年度末と同様に法定雇用人数、こちらは4人ということに対しまして4人を雇用しているということで、こちらはクリアしているということになります。

ただ、教育委員会、こちらの部局におきましては法定雇用率2.3%でありますけれども、現在のところゼロ%、人数的にもゼロ人ということで、そういった状況でございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） ちなみにちょっとお伺いするんですが、この仁賀保庁舎ではどのくらいの方を雇用されておりますか。わかりますか。あつ、にかほ市。分かったら。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務課長。

●総務部総務課長（齋藤隆君） 算定基礎の人数ということになりますけれども、先ほど総務部長がちょっと積算の算定額ちょっと複雑だということで説明しましたけれども、市長部局の算定基礎が平成26年度で176人、教育委員会で58人、これが算定基礎の人数となっております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） どうもありがとうございました。細かい数字まで出していただきましたことに感謝申し上げます。

改めてお伺いしますが、それでは今後の対策というものの考えがありましたらお尋ねをいたします。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤均君） 3番目の質問でございますけれども、平成25年度まで、前年度までは毎年、雇用人数においては法定を達成してきているという状況でございましたので、あえて障害者雇用の拡大には積極的には取り組んでいませんでした。しかしながら、いずれしてもぎりぎりのところでクリアといえればクリアしていたしましたので、退職する職員の中で潜在的に障害者認定を受けている職員がいないのかどうか、部長会議等、あるいは庁内掲示板、こういったものを活用しながら呼びかけや調査を行っておりますけれども、なかなかそのプライバシーのからみもございまして新たにそういった形での認定といたしますか、そういったものの発掘には至っておりません。今後は、先ほども申し上げましたけれども臨時職員も対象となっておりますので、そういった臨時職員の募集等においても障害者の方が応募した場合には優先的に採用するとか、そういった、あるいは別途そういった枠を設けて募集をかけるといったことを今現在検討しているところでございます。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 色々細かいところまで答弁いただきましてありがとうございました。

それでは次の方に入らせてもらいますが、この項目の最後に、今後の雇用対策に当たっての考え方についてお伺いいたします。

この件につきましても色々答弁はなされたようでございますが、秋田県では政府の国家戦略特区の二次募集に人口減対策特区を提案する方針を示していて、その中では産業の振興と雇用創出等を掲げています。今後、本市としては雇用創出をどのように図っていくのか、また、企業の誘致に当たっては、今回のようなケースもあるわけですから、今後どのようなスタンスをもって企業誘致に臨んでいかれるのか、このことをお尋ねいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 雇用対策の今後の考え方という御質問でございますが、雇用の創出方法等については、これまでも申し上げましたように総合発展計画に沿いながら企業誘致、あるいは既存企業の規模拡大に繋がるような支援をしながら取り組んでまいりたいと思います。

県が掲げる産業の振興と雇用の創出とは、産業振興という点で考え方は同じくなるものと思われませんが、今後、より県計画との整合性を考慮した新たな総合発展計画、これに盛り込んでまいりたいなと思っているところであります。

企業誘致については、なかなか内部までのその企業の情報というのは掴みきれない部分もありますが、ありますけれども、できるだけそういう情報を収集しながら、そして議会にも理解を得ながら進めてまいりたいなと思っております。これについても、先に質問された議員にもお答えしておりますけれども、近々、食料確保の関係で県外の企業が計画書を提出する予定となっております。そしてまた、これも製造業ですが、これも県外の企業で、このにかほ市の現地を調査するというところで今月来る計画になっておりますので、こうした情報を共有しながら、あるいは提供しながら、立地条件などを提供しながら何とかそういう企業の誘致に努めてまいりたい、そのように考えています。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 毎月ですが、市長の交際費を拝見させてもらっています。中には企業誘致、あるいは企業訪問、こういう文言が結構出ております。したがって、そういったことが、なおかつ実を結ぶことを願っています。市長のトップセールスに、大いに期待したいというふうに思います。

次の質問に入らせてもらいますが、項目二つ目の質問です。

二つ目の質問は、商店街及び中山間地の活性化対策について伺います。

一つ目ですが、全国的には、それまでであった商店街が、いわゆるシャッター通りになっている姿を目にし、あるいは耳にします。

当市においても、なかなか人通りの少なくなっている商店街を目にすることがあります。商工会では、出前商店街と称して地域に商店を移動などして様々な取り組みを行って町の活性化を図っています。

総合発展計画では、活力ある商工業の振興を重点目標に掲げており、具体的な取り組みとして、にかほオンリー構築促進事業の創設、また、商店街形成インフラ整備助成事業、これを進める計画を提示しております。

初めに、この二つの事業の現在の状況がどう展開されておるのか、あるいは現況と今後の取り組み方についてお伺いをいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 商店街の活性化対策でございますが、先ほど議員からもお話がありましたが、商工会で実施している出前商店街事業、これについても市が金銭的な支援をしながら、交通手段を持たないお年寄りなど交通弱者対策の福祉商業として実施しておりますが、こうした取り組み

は大変特色のある取り組みではないかなと捉えております。

そこで、にかほオンリー構築促進助成事業の意図とするところは、このような出前商店街のような、他に余り例のないような地域の特性を生かした取り組みを支援して、地域商業の活性化に繋げていこうという取り組みでございますけれども、なかなか制度を創設するまでの気運が醸成されていないというのが現状でございます。

今後、商工会を通じて、主体となるユニークなアイデアや意欲ある事業者の発掘を図りながら事業実施の具体化について検討してまいりたいと思っております。

次に、商店街形成インフラ整備助成事業でございますけれども、御承知のように当市には駅前周辺とか大型店を中心としての商店の集約はありますけれども、商店街と言われるようなところは残念ながらほど遠い状況でございます。魅力ある地域商業のあり方を模索して、そのためにはどんなインフラ整備が必要なのか、まずはこれを真剣に考え、実行に移す、前向きで主体となる事業者の台頭が期待されているところがございますので、このことについても商工会と連携をして、発掘をして、そういう事業者を発掘して事業の推進を検討してまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） この事業に私も大いに期待をいたしております。私は今回の質問、多いものですから、再質問しないで次の項目に入らせてもらいます。

次に、中山間地の活性化対策です。

人口の減少や高齢化に伴って集落機能が低下する。また、これまで培ってきた伝統文化の継承ができなくなった、こういうふうな問題が今、中山間地では抱えております。

こうした中山間地の課題は、市だけでの対応は難しい面もありますが、実は内閣府で先に実施した農山漁村に住んでみたい都市住民に関する世論調査、こういうものがありました。これを見ますと、都市部に住む31.6%の人が農山漁村への定住願望があると、こういうような結果が出ました。この数字は、2005年からの調査から大体1.5倍に増えたというふうに出ているわけでありまして。それも世代別に見ますと、20代の数字が一番高く38.7%、つまり約10人に4人の人たちがそういう願望を持っていると、こういうふうなデータであったわけでありまして。

こうしたことを考えれば、地方にもある意味での展望が見える、こういうふうな思いに私は至りました。なかなかそれを実現するには、簡単ではないでしょうけれども、受け入れる側の課題として取り組む体制が必要かというふうに存じます。この思いを取り入れての中山間地の活性化に向けた取り組み、こういうものをやったらいかがでしょうかと、こういう質問でございます。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 中山間地域の活性化についての御質問でございます。

政府が行ったこの調査は、おおむね5年ごとに実施しておりますが、こうした調査結果を踏まえて5年を目処にして改定を行っている食料・農業・農村基本計画に反映をしているという状況でございます。

農山漁村への定住願望への数値については、議員御指摘のとおりでございますが、特に若年者の

間で田舎暮らしにあこがれている風潮が高まっているようでございますが、こうした方々の定住実現に必要な条件、定住条件に必要な条件、これは医療機関の存在が68%、それから、生活が維持できる仕事がある、これが61.6%、これが上位を占めているわけでありましたが、こうした受け入れ環境を整備していく、これがまず一つとして大きな課題であります。

一方で同じ調査で、中山間地域で住む農山漁村地域住民に対して、生活する上で困っていることへの質問に対する回答は、仕事がない、32.7%、交通手段が不便、31.7%、買い物・娯楽施設が少ない、30.9%などが上位を占めておりまして、都市住民が仮に定住するとしたらの質問に対しても、このような同様の回答が上位を占めている状況でございます。若者が定住しても仕事がある、生活できるような仕事がある、あるいは医療機関も身近なところに病院などがある、こうしたことが条件の上位を占めている状況でございます。

この思いを込めて中山間地域の活性化に取り組んではどうかということでございますが、はっきり言って都市住民の思いを一つ一つ実現していくことは、なかなか難しい状況ではないのかなと思いますので、まずは総合発展計画に掲げた各種施策を、できるものから実施して、一步でも前の方に進んでいきたいと思っております。

本市でも人口の減少が進んでおり、各集落の人口減、高齢化が大きな課題であります。また、このことにより御指摘のように集落機能の低下も進んでいるということは認識しております。市としては、農村の多面的機能を維持し、活力のある農村の再生を図るために、色々な制度、例えば中山間地域等直接支払交付金事業、あるいは平成25年度に市が単独で創設した地域振興交付金事業、こうしたものを活用しながら農村コミュニティの維持、自立的な、あるいは安定的な農村生産活動を促進できるようにしていきたいものだなと、そのように考えております。

さらには、都市住民のニーズを踏まえた農業体験や交流活動の促進をしながらやっているわけですが、後で紹介しますが、やっているわけですが、新たな視点で農村の地域資源の発掘、こうしたことにも取り組んでいく必要があると考えております。

現在取り組んでいる事業としては、にかほ市交流協議会が主体となって毎年実施している浅草での物産展、ふるさと会における物産販売、にかほグリーンツーリズム推進協議会が行っている港区芝浦港南地区児童の農村交流事業、これは横岡の集落に四、五人ぐらいずつ分かれて農家にホームステイして交流事業をやっておりますが、今年で5年になります。子供たちが大体年22人プラス引率者が来て交流をしておりますが、今年もこの交流は終了しております。

それから、にかほ市内では市外からの転入を促進するために定住奨励金等の制度を平成23年度に設けておりますが、これまでこの制度を利用した方は7家族20人が定住をしております。また、今年の年度内には2家族5人がこの制度を活用することになっております。

市としては、集落に限らずにかほ市全体の人口減少が進んでいることを踏まえて、定住の方策、各地域の活性化について、これ一番大切なのはやはり雇用を創出していくことだと私は思います。そういう視点で取り組みをしてまいりたい、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 丁寧な答弁ありがとうございました。今日は時間がありませんので、この

件については、また後日改めて何らかの機会をいただいて話を進めさせていただきたいというふうに思っています。

今日の私の最後の質問は、名勝象潟汐越切手の発行運動への提案であります。

昨年11月に象潟汐越を名勝に指定するよう文化審議会から文部科学大臣に答申されたことは周知のとおりであります。その後、奥の細道に芭蕉が書きとめた風景は、近世・近代を通じて人々の風景観に影響を与え続け、今なお往時の雰囲気と遺風を伝えているということで、文化財保護法に基づき、今年3月に、ほかの地区の12カ所とともに象潟汐越が国の名勝に指定されたというふうに承知いたしております。

昨日の一般質問にも出ましたが、来年は市政施行10周年、また、日本海沿岸東北道も象潟までが開通する見込みと、こういう話もありました。ということは、当市のこの風光明媚な景観を、あるいは元気なにかほ市を発信できる絶好の機会でもあります。毎回のように観光振興について質問があったり、提案もされます。これに私は当市でも国指定の名勝が、奈曾の白滝に次いで選ばれたわけでありまして、したがって、今回ぜひオリジナルフレーム切手を発行すべき運動を提案いたします。

ちなみに、大仙市にある名勝旧池田氏庭園は、指定10周年を記念してオリジナルフレーム切手の第2弾が日本郵便東北支社から発行されております。切手は、小さな美術館とも言われます。したがって、愛好のファンも大勢おります。ご当地フレームの切手として発行されれば、観光の振興にも繋がるだろう、そのように思うわけでありまして。この切手を発行すべき運動を始めたらいかがでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 名勝象潟汐越切手の発行運動についての御質問でございます。

先ほどお話がありましたように、3月18日に能因島や蚶満寺旧参道、熊の神社境内など、松尾芭蕉「奥の細道」ゆかりの場所が、「奥の細道風景地 象潟及び汐越」の名称で指定されました。これは全国で本市を含めて10件、12市・町、場所にして13カ所の指定となります。文化庁は、今後さらに指定地を追加したいということで調査に来ておりますが、本市においては遊佐町にまたがる三崎旧街道、これを追加指定する予定で今、遊佐町と連携をしながら準備を進めております。文化庁からも調査が来ている状況でございます。

名勝指定を記念して記念切手発行ということでございますけれども、奥の細道の風景地としての名勝指定は広範囲であること、また、これから追加指定、これもありますので、象潟及び汐越単独での切手発行よりも、今回名勝、先ほど申し上げた名勝指定を受けた12市・町、これで組織する奥の細道風景地ネットワークが今年5月に設立されております。ですから、このネットワーク協議会的なものです。この中でそういう記念切手を、この奥の細道や象潟及び汐越も含めて、あるいは三崎旧街道も含めて取り組むことが効果的ではないのかなど、そのように考えておりますので、今後開催されるネットワーク協議会の中で提案をしてみたい、そのように思っております。

●議長（菊地衛君） 鈴木敏男議員。

●14番（鈴木敏男君） 先ほど私、フレーム切手というふうに話をしましたが、今、個人の切手も

発行できるんです。このフレーム切手では、個人のこの切手も発行できます。こういうシステムに今なっているわけでありまして。ですから、この汐越象潟のこの切手も、そんなに難しいわけではないだろうなというような思いはあるのですが、ただ、郵便局ですか、日本郵政公社ですか、こっちの方に発行してくれよというふうな依頼をするということになると、色んな難しい面はあるというふうに承知はいたしております。ただ、私はやはりそういうことで、できるかできないかということとは運動の仕方もあるんだというふうに思います。無理だといって何もしないでいては、あるいは動かないでいては、事の展開はないというふうに私思っています。このことが効果を期待できるという考えであるならば、私は行動をするべきだというふうに思います。夢は夢を実現しようという強い意志と行動がなければ、単なる頭の中の夢で終わるんだというふうに思います。そこにやってみようというものが生まれれば、夢の実現を手にすることができるんだというふうに私は信じております。ただいまの答弁では、検討してみるというようなお答えでありますので、ぜひともこの名勝象潟汐越切手の発行の運動を、全市民の運動として取り上げていただくことを期待して私の質問を終わります。

- 議長（菊地衛君） これにて14番鈴木敏男議員の一般質問を終わります。
少し早いですけれども、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時23分 休 憩

午後 1時00分 再 開

- 議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。
15番佐々木春男議員の一般質問を許します。15番。

【15番（佐々木春男君）登壇】

- 15番（佐々木春男君） 初めに、D i o ジャパン社の本社の閉鎖に伴い、市の見解と給与支払等の問題の対応について伺いますが、通告書提出後に動きがありましたので、通告していないことも質問になるかと思いますが、御容赦願いますとともに、答えられる範囲で結構ですのでお答えいただきたく思います。

D i o ジャパン社は、東日本大震災からの復興をうたい文句に、国の緊急雇用創出事業を使い、東北地方を中心に11県19市・町にまたがり、コールセンター事業を展開してきました。当市でもコールセンター整備に約1億6,000万円ほど拠出し、雇用の確保に期待したわけですが、大量の退職者の発生、給与支払遅延等の問題を残しながら、7月31日をもって事実上閉鎖となりました。

当市においては、これに素早く対応し、プレステージ・インターナショナル社と協定を結び、コールセンター従業員の雇用確保に結びつけたことには高く評価するものであります。

日本共産党としても、本件については大門実紀史参院議員を中心に調査、対応をしてきました。大門参院議員は、7月11日午後金浦庁舎に来て聞き取り調査をしております。私も村上前共産党議員と上京し、関係する県議、市町議と厚生労働省の説明を受け、要請もしてまいりました。そして、

8月19日には、市に対し給料遅延未払への対応を急ぐことなどの内容の要望書を提出したところであり、そこで、まず、D i oジャパン本社の閉鎖に伴い、市の見解と残された問題の対応についてお伺いいたします。

まず初めに、D i oジャパン社選定の経緯についてお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

D i oジャパン選定の経緯ということでございますけれども、これまで同様の質問の議員に対して答弁することと重複いたしますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

歴史的な円高による経済不況、本市の中核企業である電子部品製造業も例外でなく、生産拠点の合理化が行われ、その結果として協力企業などの関連企業へ波及し、大量の離職者が発生したことは御承知のとおりであります。

こうした状況から、私としては何としても離職された方々の雇用の場を確保することが喫緊の課題だというふうなことで、県の東京事務所からのあっせんもございましたので、株式会社D i oジャパンと平成24年5月より誘致折衝を開始したものであります。

先ほどお話のように、D i oジャパンは、当時、被災地復興支援、地方活性化支援を掲げ、被災地を中心に東北へ積極的に進出を図ってきたところでございまして、こうした状況を見ながら市においても誘致に向けた取り組みを行ったものであります。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） D i oジャパンに選定するまでの間に何社かとの交渉と申しますか、そういう話し合いはなされておらなかったのでしょうか。当初からD i oジャパン一本やりという考え方で進めてまいったのでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） そのように認識しております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 当地の雇用の状況が極めて悪い状態にあると。そして、県の薦めでもある会社でもあるということで、一本、たった一つの企業との交渉になったということは、ある意味分からなくもないんですが、もっと選択肢を広げてからの選択でも良かったのかなというふうに、今になって思うわけですが、それはそれとしまして、それは反省としまして、この緊急雇用創出事業の最大のポイントは、人材育成と雇用の創出です。しかし、県内のある事業所では、研修以外の業務をさせられたとの報告があります。例えば、昨年4月から事業を実施したコールセンターの契約社員は、契約社員として働いていた女性は、昨年11月から12月まで、D i o社を通じて福岡の楽天銀行に派遣されたとあります。また、先般の厚生労働省での話し合いの中でも、それに似た事例が話されました。しかも、口頭で派遣を言い渡されたということで、この口頭で派遣を言い渡されたというところに意図的なものを感じるという発言もありました。この行為は、委託事業で助成金を受け取って人材育成をするとしながら、派遣で収益を上げていたことが疑われるものであり

ます。このことに関しては、厚生省からも徹底調査の指示も出ているはずですが、仁賀保事業所では、研修以外の業務をさせられた事例はありましたでしょうか。あるとしましたら、受注はD i o ジャパンですか、コールセンターですか、あるいは派遣された事例がありましたら教えてください。業務の内容、人数、期間、収益、それから収益の業務の料金の発生した場所、受け取った場所、ありましたらお教え願います。そして、それに対する市の見解も伺います。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 御質問は、他の事業所で研修以外の業務をさせられたかということで、仁賀保事業所はどうであったかという御質問だと思います。

にかほコールセンターにおいては、U S Bの梱包作業が行われておりますが、調査の結果では、これに対する収益は発生しておりません。

また、研修先での業務については、本社における営業研修、あるいは事務研修等が行われておりますが、これは新たな事業としてゼロから立ち上げる会社でありますから、オペレーターの養成、育成だけではなく、事業所を運営していく人材の育成が必要であったものと考えております。

市としては、会社側がやはり新しいコールセンターを経営、あるいは運営していくためには、色々な経験をさせたいというふうな考え方で本社の指示に従って行われたものと、そのようにして理解をしております。

また、関連会社のコールセンターやクライアントへの出張研修も行っておりますが、コールセンター側からはO J T（オンザジョブトレーニング）の一環であったと報告を受けております。いずれにしても、今後については、全国の関係する自治体と連携をしながら統一した考え方で対応してまいりたい、そのように考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 梱包作業を仁賀保事業所でやりながら、仁賀保事業所の作業員を使いながら、仁賀保事業所に業務料金は入らない、こういう構図ですよね。違いますか。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） その内容については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） U S Bの梱包作業でございますけれども、にかほコールセンターの方で実際の作業を行ってございます。これについては県との一緒の調査におきまして、それに伴う収入は、にかほコールセンター並びにD i o本社に対してもなかったという調査結果でございます。

あと、U S Bの梱包作業でございますけれども、これは夜勤の部分につきましては研修とみなさないということで、研修の経費の費用の方から除いてございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 仕事をしながら、業務を受注しながら料金が入らないという話は、ちょっと解せない話だと思いますが、先ほどもちょっとお話出ましたけれども、にかほコールセンターの

日本共産党の国政調査では、各クライアントにおいては実際の電話業務を体験させるOJT業務として実施しておりとありますけれども、この電話業務、OJT業務として実施した会社、それを受注した会社、通告には「発注した会社名」というふうにしておりましてけれども、それを取り消しまして、同じ内容ですけれども、受注した会社、例えばD i o ジャパンなのか、にかほコールセンターなのか、いずれにしてもにかほコールセンターでやっているのですから、例えばD i o ジャパンでやったとしても、D i o ジャパンで受注してきてにかほコールセンターで仕事したとしても、にかほコールセンターの収益にそれに入るはずですし、直接にかほコールセンターでやったとしても、にかほコールセンターの料金、収益に当たりますし、その収益が出た場合は経費を差し引いて市に還元すると、そういうふうにして伺っておりましたが、その受注したのはどちらでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） USBの梱包作業の受注ということでございますけれども、これはD i o 本社というふうに伺っております。

それで、このUSBの梱包作業に伴う報酬でございますけれども、これにつきましては営業活動の一環の中で得られた仕事というふうに伺っております。これが契約の期間中に間に合わなかったということで収入がなかったと、こういうことでございまして、コールセンター、子会社の方に収入があったか、親会社の方に収入があったかと、そういう問題ではなかったというふうに伺っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 梱包作業もそうですけれども、それはそれとして、OJT業務として電話業務を体験させるOJTとして実施しております。そこに受注があったわけでしょう。この電話体験できる発注する会社があったわけだと思いますけど、違いますか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） OJTの一環の中で収入があったかどうかという御質問だと思うんですけど、これにつきましては調査の結果、確認をいたしておりません。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 確認できておりませんということは、なかったということなんですか。——ここ、大事なところだと思うんですよ。例えば、いわきコールセンター、この例を見ますと、ある会社からD i o ジャパンが業務を受注してきている。D i o ジャパンが、そのいわきのコールセンターに発注する。けども、料金はいわきのコールセンターにいていない、D i o ジャパンの方の会社の方にいていない。いわき市はコールセンターで収入がないので返還金はないし、人材育成料として支払っている、こういうシステムのようなんです。これ重大なことだと思うんです。重大というか重要なことだと思うんです、ここ。そういう流れだと思うんですが、まずいいでしょう。つまり、会社——例えばにかほのコールセンターを、例えばじゃない、いわきのコールセンターをD i o ジャパンが営業所扱い、会社扱いじゃなくて営業所扱いにして業務の料金を本社の方に送っていたと、こういう例なようなんです。そういうことから見れば、にかほの場合もそういうことがあったのかなということ今質問したところであります。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） にかほコールセンターの方から本社会社のクライアントさんの方に研修に行っておるのは、若干名、数名という単位でございまして、それが組織だってそういうふうなことが行われたというふうには、こちらでは考えてございません。

●議長（菊地衛君） 暫時休憩します。

午後1時19分 休 憩

午後1時19分 再 開

●議長（菊地衛君） 再開します。

商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） その件につきましては、調査しておりません。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） その金の流れというのは、非常に重要な、今回のこの件では重要なポイントの一つだと思います。いわきコールセンターでは、そういう金の流れになっていると。会社から受注してD i o ジャパンが受注して、にかほコールセンターに仕事を発注して、ここで仕事をしながらD i o ジャパンは本社の方に金をやると。ここ、まるで営業所。市には、ここに収入がありませんので、返還金はいかない。市では委託料として、研修の委託料として出している、こういう構図なようなんです。

次に、D i o ジャパングループの営業状況なんですけど、これは8月6日時点で厚生労働省からいただいた資料なんですけど、11県の19市・町で19のコールセンターがあつて、19のコールセンターのうち譲渡済みは、にかほを含めて3社、営業中は3社、閉鎖は10社、業務停止中1社、委託期間中2社ですが、その後、営業中3社のうち2社が閉鎖に追い込まれていることは御承知のことと思います。収入がD i o 社に行きながら、どの会社も本操業に入って、ほんの数ヶ月で閉鎖している。まさに計画的と疑われる事態であるとも言えます。厚生労働省は、このような傾向に対しまして、見解として、事業終了期間後に雇用が必ずしも継続されないこと自体は、制度上、委託契約として問題とならない、これは理解できます。緊急雇用創出事業における取り扱いとは別に、関係子会社との立地している自治体の一部には、関連子会社の設立時に企業立地協定を締結している場合があります。その中には企業立地を支援するかわりに最低5年は雇用を継続する。事業終了後も引き続き継続雇用するなどの具体的な約束をしている場合があります。こうした場合は、緊急雇用創出事業とは別に、当該関係子会社と自治体との間で協定の遵守に関する問題が生じることも考えられるというふうに述べておりますけれども、まさにこのD i o ジャパンというのは補助金詐欺の疑惑が払拭しきれなくて、従業員をもの扱いというか従業員扱いしていない、こういう性質の会社ではなかったのかというふうを感じるわけです。ここでもコールセンターとの協定あると思いますが、不履行の状況はどうでしょうか。それについての対応をどのように考えておられますか。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 会社がこのような形になったということは、我々第三者では、まず分からないわけですね。私は一概に詐欺をしたという考え方というものは、持つてはおりません。ただ、市とD i o ジャパンとの間で協定した中で、5年間は事業を継続してほしいという項目が第5条にあります。しかし、これはあくまでも紳士協定であって、こういう状況になって、これができないから何か強制力を持つものかということになりますと、なかなかそうにはならないのではないかなどというふうな判断をしております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） なかなかD i o ジャパンについては、私は非常に疑惑を持って考えておるところでございますが、行政の方では、そのようではないように感じます。こういう会社と付き合い合ってきたことに対して、私は非常に悔しい思いで一杯であります。

次に、給料遅配に関して、関連してお伺いいたします。

賃金未払により大変厳しい状況下に置かれてしまった従業員の方々のお話を伺うこともありました。給料未払の内容についてお伺いいたします。その際、未払のまま退職した人の数、再就職した方の数もお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 御質問の給与の遅配等の5・6・7の項目については、担当部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） そうすれば、⑤番の給与遅配の内容について御説明をいたします。

現在遅配となっている給料の内容でございますけれども、5月分が122名で、金額は1,900万円、6月分が119名分で1,700万円、7月分が107人で1,800万円でございます。これらを合計しますと、総計で5,400万円ほどとなります。

現在、再就職されているのが、御存知のとおりプレステージ・インターナショナルの方に68名でございます。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 5,400万円、3ヵ月分で5,400万円というのは相当の金額で、先ほど話に出ましたにかほ市のふるさと納税より、はるかに大きい金でございます。また、大館市のふるさと納税よりも、はるかに大きい金額ですが、これがあれば市の中も、少しは、もっと潤ったであろう、潤うまでいかないでしょうけれども、普通の状態であつただろうというふうを感じるわけですが、このような事態を救済するための、先般、立替払い制度の申請をしたとの報道がありまして、その後、賃金立て替えの決定の報道がありました。立替払いを巡っては、労働基準監督署が、親会

社が倒産しなければ受理できないとの対応がありまして、日本共産党の小池参議院議員らが速やかに受理すべきと是正を要請しておりまして、厚生労働省も倒産の認定申請は受理が原則と認めておったものであります。この賃金立替払い制度の内容と、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

また、申請に当たっては、従業員個人が申請を行ったのか、あるいは自治体の関与があったのか、関与といたしますか指導があったのかお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） そうすれば、御質問の⑥について御説明をいたします。

8月5日に元従業員の一人が代表をいたしまして、立替払い制度の認定申請を行っておりますけれども、その後、本荘労働基準監督署の調査を経まして8月27日には認定になっております。通常、数ヵ月かかるとされておりますが、短期間で認定が下ったということになります。

未払賃金立替制度の内容についてでございますけれども、企業倒産に伴いまして賃金が払われないうまま退職を余儀なくされた労働者に対して、未払いとなっている賃金の一部、8割でございますけれども、事業主にかわりまして立て替えを行うという制度でございます。この制度を利用するためには、破産管財人の証明、または労働基準監督署長の確認が必要となります。立替払いを受けることができる人は、1年以上事業を行っていた労災保険適用事業所の労働者であること、倒産に伴い破産手続開始の申し立てなどの6ヵ月前の日から2年の間に退職し、未払賃金が2万円以上である人が対象となります。法律上の倒産の手続がとられていない事業所では、事業活動が停止し、賃金の支払能力がないことについて労働基準監督署長の認定を受けなければならないため、今回、認定申請に至ったものでございます。労働基準監督署長が認定の決定を行った後は、未払賃金の立替払いを受けようとする労働者が各人ごとに未払賃金総額等について労働基準監督署長の確認を受け、その後、請求の作業となります。現在、未払賃金総額について労働基準監督署長の確認を受けるための申請作業に既に入っておりますが、それぞれ各人で申請することとなるため、関係機関と連携し、申請漏れがないよう対応することとしております。本荘市在住の退職者、あるいはにかほ市在住の退職者、それから、既にプレステージ・インターナショナルの方に再就職している方々、これらの人々の中で漏れがないよう、こちらでも配慮していきたいと、このように考えてございます。

市の関与につきましては、労働基準監督署と早くから連携をしておりましたけれども、一人について認定申請を行うようにというような関与はいたしてございません。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） では、従業員が自ら申請をしたということと受けとめてよろしいんでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） それは労働基準監督署の方と従業員の方で連携をとりまして申請の手続に至ったというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 市と労働基準監督署との話し合いもあったし、本人と労働基準監督署の

話し合いもあったということで、本人と市との、本人というか従業員とのこの何ていう認定というか、そういうものもあったのではないんですか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 労働基準監督署と市の方でも連携をとっておりました。それから、コールセンターの従業員の方々とも連携をとっておりました。そういう中で認定申請が行われたということでございます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） この立替払い制度の80%についてですが、これ確認ですけれども、私、国が払って別の機関がD i o ジャパンに請求すると、そういうふうに認識しておったんですが、それでよろしいでしょうか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） そのような認識でよろしいかと思ます。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） それでは、立て替えされない20%の部分につきまして、通告には県と国と協力しながら補充することはできないかというふうに通告しておきましたけれども、この20%の部分についてどのように考えておられますか。

●議長（菊地衛君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐々木敏春君） 立替払いのほかの2割部分に相当する額についてでございますけれども、立替払いされる金額は社会保険料、年金、健康保険、あるいは雇用保険などになりますけれども、これらが法定控除をされる前の額、未払賃金総額の8割となっております。そして、立替払いされる期間中の社会保険料につきましては、個人に関係機関から請求されることはないというふうに伺ってございます。年金であれば加入済みの扱いになるということになります。このことから賃金総額の8割という金額につきましては、通常における控除後の手取額と比較いたしまして、遜色ないものと考えております。このようなことから、現在は立替払いされない部分の補完については考えてございません。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） よく分かりました。手取り相当額が払われるということであれば、それで結構だと思います。今回、申請者となりました従業員の方の勇氣と権利の要求を指導した関係者の方々に敬意を表するものであります。一日も早い支払い実現を望みまして、この質問を終わります。

それから、次に、秋田県後期高齢者医療広域連合でのパワーハラスメント問題についてお伺いたします。

先般、秋田県後期高齢者医療広域連合で職員が、みずから命を絶つという痛ましい事件が発生しております。自治体の職員は私ども住民が暮らしていく上で、様々な施策を先頭になって行ってくれる大事な方々であります。派遣先の職場での事件ですので、横手市民初め関係者の方々は、さぞ悔しい思いをしておられるものと察します。

広域連合では、事務局長、事務局次長が全職員から聞き取りをした結果、業務の適正な範囲内で行われたものであり、パワーハラスメントに該当する行為には当たらない、補佐に過重な勤務は認められなかったと回答しております。そして、これ以上聞き取りをしても新たな具体的事例が見込めないで、外部調査を行う必要はないなどの回答をしております。しかし、別の文書には、机をたたいて大声を上げる事例があり、平成24年・平成25年の2ヵ年で多く発生したとあります。また、別の文書では、このような事態は広域連合職員OBの中には、このような事態は予測していたという方もいたとあります。広域連合の人件費は市町村の負担であり、市は職員を派遣する立場にあります。責任ある立場にあると思います。そこで、市長の認識と見解をお伺いいたします。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

私は知る限りは新聞報道、こうした形でしか知り得ないわけでありますけれども、いずれにしましても、こうした事態になったことは非常に残念であると、そのように考えております。

新聞の報道では、適正な業務範囲内でパワーハラスメントに該当する行為は当たらなかったという形で広域連合長から横手市の方に回答しているようではありますが、その再度横手市からの再調査ということに対しては、今の現時点では連合長である穂積秋田市長、この必要性はないというふうな形も新聞の報道で承知はしておりますが、今後、今月中に連合会の議会が始まりますから、議会がありますから、そこでどういう形で議会の方でも判断されるのか、このあたりを注視してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、後で担当部長から答弁させますけれども、私も市町村会館、あるいは県庁に出張に出向いたときには、派遣している職員にはできるだけ行って声をかけて、どうだ、色んなこと声をかけながら確認をしておりますが、引き続きそうしたことの取り組みはしてまいりたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） それでは、次に、市職員のこれまでの派遣実績と事態のより正確な情報を得るための事情の聴取はいかがでしたでしょうか。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ②番、③番の御質問に対しては、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、まず秋田県後期高齢者医療広域連合、この成り立ちから御質問の派遣実績、事情聴取などについてお答えをしたいと思います。

同広域連合でありますけれども、平成19年2月に設立されておまして、構成市町村で職員を出し合って後期高齢者医療の事務を共同処理するということが現在に至っております。このため、この医療制度の準備事務が本格化した同じ年の4月から本市においても職員を1名派遣をしております。

これまで派遣している職員は、実人数で2名となっております。最初の1人目でございますけれども

も、平成19年度から平成23年度まで5年間派遣をしております、2人目につきましては、その後引き続き現在派遣している職員1名ということで、今年度で3年目という状況になっております。

その事情聴取についてでございますけれども、本市の職員を通しましての事情聴取になりますけれども、本市の職員に関してということになるかもしれませんが、派遣職員に電話で連絡を取り、話をお聞きしました。状況については、当人も新聞報道等でされている内容の程度しか存じ上げてなくて、自分としては当人とは所属課も違いますし、余り話もしたことがないと、ほとんど接触がないというような状況のようでした。派遣職員自身のことについてもお聞きしたんですけれども、自分自身は、そういった職場内でのパワーハラスメントは受けたことはないし、自分自身もしたことはないというような話でございました。

また、今回の件で構成市町村に対して状況の説明があるのかというのを広域連合の担当者の方に問い合わせたところ、構成市町村から広域連合議会へ議員が選出されているということで、そうした議会を通して説明を、8月29日、報道によればそのようになっておりますけれども、するということで、改めて構成市町村へ文書などで回答、あるいは説明をするという予定はないといった考えのようでございます。そういったことで、今後の行方については、私どもも事態を見守っていくしかないのかなというふうに考えております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 今回の調査結果の回答では、職員間に不信感が生ずる恐れもあります。そして、今後の派遣にも影響の心配があります。安心して派遣先で仕事ができるように、そしてまた、市側も安心して派遣できるようにするには、横手市が求めているように、一つは、外部委員による調査委員の委員会の設置をし、その上で調査を職員OBまで広げるなどして事実関係の徹底解明と適切な判断、そして、例えばセクハラ、パワハラなどの対応のマニュアルを作るとか、職員の教育をさらに充実させるとかの再発防止策を講じ、また、働きやすい職場環境の構築への努力が必要だと思えます。今後の対策につきましては、どのように考えておられますか。私はこのように考えましたが――。

●議長（菊地衛君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） パワハラ、セクハラのマニュアルを作って、それで対応すべきだという御質問でございますが、第一義的には、議長が議員になっているわけです、うちの方では。ですから、やはり広域の事務局と当局と、やはり議会の方でどういうこれから議論になっていくのか、そういうことを踏まえながら、構成市の一つであるにかほ市としても状況を見ながら意見交換はしてみたいと思っております。まず第一義的には、議会でどういう対応をするかを見極めていきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 佐々木春男議員。

●15番（佐々木春男君） 安心して派遣先で仕事ができるよう、また、繰り返すようですが、安心して派遣できるよう、外部委員会による調査、事実関係の徹底解明と適切な判断、再発防止策、働きやすい職場環境の構築などを市長初め協議会議員から連合に強く要請されることを望みまして質

問を終わります。

- 議長（菊地衛君） これで15番佐々木春男議員の一般質問を終わります。
所用のため、10分間休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時50分 休 憩

午後2時00分 再 開

- 議長（菊地衛君） 会議を再開いたします。

次に、17番加藤照美議員の一般質問を許します。17番。

【17番（加藤照美君）登壇】

- 17番（加藤照美君） 今定例会最後の一般質問ですので、よろしくお願いをいたします。

私の場合は、一括質問ですので、よろしくお願ひします。

先に通告しておきました3項目について質問いたします。

第1点目です。共通番号制度への対応についてお伺ひいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が既に成立しております。平成28年から利用が開始されるとのことでございます。

そこで、この番号制度を導入するに当たっては、システムの改修や条例の見直し等が必要と思われませんが、このような準備はどの程度整っているのかお伺ひいたします。

次に、この番号制度については、災害時の活用、所得の把握の精度の向上、それから、きめ細かな社会保障給付の実現や事務手続の簡素化が期待される反面、情報流出や不正利用についての不安といったこともございます。その対応策についての考え方について伺ひます。

また、市民に対してこの制度を分かりやすく説明しなければなりません、いつ頃から、どのような方法で説明していくお考えか伺ひます。

次に、職員については、利用開始までの限られた時間で、この制度を理解していただかなくてはなりませんので、この制度に関する情報収集や研修等を行う必要があると思ひますが、研修計画について具体的なものがありましたら、その概要についてお伺ひいたします。

次に、二つ目の項目に入ります。教育委員会、農業委員会の首長権限集中についての市長の見解をお伺ひいたします。

先の国会において教育委員会トップの任免を首長がやりやすくするための法改正が成立しました。今までの教育委員会は、教育委員長、教育長を教育委員の互選で選ばれてきましたが、このたびの法改正では、教育委員長と教育長を合体させ、その新しいトップを首長が任命するとあります。教育行政に対する首長の発言権や影響力が格段に増すと思われ、このことよっての市の教育にどのような影響が考えられるかお伺ひいたします。

次に、農業委員会制度の見直しについてであります。

今までの選挙や団体推薦による農業委員会の選任制度を廃止し、市町村長が任命する仕組みに一

元化するとあります。このことによる農業に対する影響は、どのようなことが考えられるか伺います。

また、市長は現在でも大変忙しい立場ですが、このようなそれぞれの権限と責任が増えることに対しての市長のお考えをお伺いいたします。

次に、三つ目の項目に入ります。

PM2.5は大気汚染物質の一つで、直径2.5マイクロメートル、0.0025ミリメートル以下の小さな粒子であり、様々な成分からなっており、影響も様々であると思われませんが、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系だけでなく循環器系への影響も懸念されております。このため、国では健康への影響を調査し、平成21年に環境基準が設けられました。この基準を超えたからといって直ちに健康に影響があるものではないとされていますが、日本国内では広域的に環境基準を超えるPM2.5が観測されたり、国民の不安が高まっております。このため国では、平成25年2月に専門家会合を開催し、注意喚起を行う値を公表いたしました。そして、この基準を超えた場合は屋外での長時間の激しい運動や外出を控えるなどとされております。小さな子供や屋外での運動をやられている学生、あるいはその家族は、非常に強い不安感を持っております。一般用マスクには様々なものがあり、吸入防止効果も劣るとされております。中国の都市部での高濃度に汚染されているであろうと思われる視界も効かないような大気汚染の状況の報道を見ましても、大きな不安を感じている市民も多いと思います。

このようなことから、独自に測定局を設置し、基準を超えるような場合には、独自に注意喚起を行うといったことを検討すべきではないかと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

●議長（菊地衛君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、加藤議員の御質問にお答えをいたしますが、私からは教育委員会並びに農業委員会の改革等にお答えをして、他の質問については担当の部長から説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

初めに、国の改革によって市の教育にどのような影響を与えるかということについてでございます。

今回の法改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しながら地方教育行政における責任の明確化と迅速な危機管理体制の構築、そして首長との連携の強化を図り、地方に対する国の関与の見直しを図ることなどを趣旨としております。そのため、教育委員長と教育長を一本化した新教育長や首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置すること、また、教育に関する大綱を首長が策定することが盛り込まれているところでございます。

これらにより、首長の意見が反映しやすくなることは確かでございますけれども、すなわち市全体の一般行政との連携を一層スムーズにし、教育に関する施策を総合的に推進することが可能になると考えております。

現法の教育長も改正後の新教育長も、議会の同意を得て任命する形でありますし、また、教育委

員も引き続き執行機関でありますし、同時に教育委員についても議会の同意を求めるということになっておりますので、そんなに物事が大きく変わるということではないのではないかなと思っております。したがって、教育委員会と連携をしながら、にかほ市の教育を盛り上げていきたい、そのように考えているところでございます。ただこれは、法が施行になっても直ちに教育委員長がいなくなると、新しい教育長という形にはなりません。法の施行があっても、教育長の任期のある限りにおいては、辞職しない限りでよ。任期がある限りにおいては教育委員長も辞職しない限りは、教育委員長も教育長もいるという形になります。ですから、そういう形での教育委員会の構成となるわけですが、教育委員長の任期まではそのような現状と変わりはないということでございます。

それから、今年の6月24日に閣議決定された農業委員会の改革についてでございます。規制改革実施計画の中の一つとしてあるわけでありましたが、これまでの農業委員会の公選制から選任制への変更、要するに選挙から首長が選任するというふうな形に変わる内容が閣議決定されております。この背景としては、選挙制度は農業者の意向を農業政策に反映させる目的で導入されましたけれども、現在の選挙による農業委員は約9割が無投票で当選されておまして、形骸化が進んでいると、形骸化しているという状況でございます。また、同じく独立行政委員会である教育委員会などについては、選挙制度がないことを含めまして、今後、公選制の廃止が提言されたと、そういうことございます。

そして、これらの制度の見直しとあわせて、これまでの農業委員会は、農地法に基づく農地売買の許可事務や遊休農地を所有する地主に対して指導、勧告などを行っておりますが、農地売買に関する許可権限を原則廃止して、届出制にすると。それから、耕作されていない遊休地、農地については、農業委員会が市町村長に対して職権発動して、これらを解消するように努めなさいというふうなそういうものも盛り込まれております。加えて、詳細は明らかにはされておませんが、農業委員会事務局の役割を担っている市町村に対しては、国で支援を強化すると、これが一つ、複数の市町村より事務局の共同設置など柔軟な運営ができることもしております。

しかしながら、こうした一連の改革案について有識者の中からは、選任した場合、農業者の意向や関与を抜きにして選任することは、農業者の代表的機能を失わせることになり、農業者が自主的に考え決定し実践するという組織制度の趣旨、目的が根本的に変わることから、農地行政の適正執行や農地利用集積などの構造政策の推進にある程度影響が出てくるのではないかなと、農地集積や構造的な農業の政策、推進に、ある程度影響が出てくるのではないかなという御意見もあります。

また、安倍政権の狙いは、こうした改革を通して農外資本の農業進出など農地所有の実現に向けた規制撤廃であり、今後、TPP環太平洋連携協定交渉の行方とも絡んで、我が国の農業・農村を支えてきた家族農業経営の衰退に繋がる深刻な事態をもたらす危惧がある、もたらすような危惧する意見もございます。現状では、にかほ市内の農業を見ても、なかなか家族経営での農業は厳しい状況になっておりますが、こうした意見もございます。

いずれにしても国レベルでの議論で、詳細は明らかになっておりませんので、現時点での農業に対する影響等については、コメントを差し控えたい、今後の状況を見極めていきたい、そのように考えております。

次に、こうした教育委員会、農業委員会の改革によって首長が関わるが大変大きくなっており、権限も大きく、責任も増えることとなりますけれども、国の制度としてこれが施行されれば、首長としては粛々と仕事に取り組んでいかなければならない、そのように考えているところでございます。

●議長（菊地衛君） 答弁、総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、私からは共通番号制度への対応についての御質問にお答えをしたいと思います。

項目がたくさんございまして、多少答弁が長くなることを御容赦いただきたいと思っております。

この制度でございまして、平成25年5月に公布されました、議員もおっしゃってございましたけれども、番号法、またはマイナンバー法と呼ばれる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、国民の一人一人に12桁の個人番号が付番されて、特定の個人を識別できるようにするというものでございます。この個人番号は、社会保障、税、災害の各分野の、かつ法令で定められた事務に限って使用することができ、それ以外での利用提供は禁止されるというものでございます。

この番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤でありまして、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとっての利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を整えるものであります。その狙いが三つほどございまして、一つが社会保障や税に係る各種申請において、添付書類が不要となり、事務の効率化と国民の利便性が高まると。二つ目として、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。三つ目として、真に手を差し伸べるべき者を見付けることが可能となるなどの効果が期待されるということから、より公平で公正な社会保障が、きめ細やかかつ的確に行われ、国民にとって利便性の高い社会を実現しようとするものとされております。

一例を挙げますと、児童扶養手当の支給申請に際し、これまでは所得証明書や住民票等の添付が必要でございましたが、市町村や国の機関などとの連携が可能となりますので、そうした情報を取得できるということから、そうした証明書類を省略できるということになります。転入者であれば、前の住所地の役所から取り寄せてというような手間も省けるということになります。

税の面では、各機関、企業等から提出される資料、氏名、住所などをキーとして名寄せを行っておりますけれども、同姓同名や年度途中の引っ越しなどで、同一人であることの識別に相当手間を要し、正確かつ効率的な名寄せは困難なところではございましたが、個人番号というのが唯一無二のものであるために同一人としての確実に識別できることから、事務の効率が向上するとともに所得把握も確実性を増すということになります。

そこで、こうした制度導入に当たって国から示されているスケジュールでありますけれども、平成27年10月に新しく付番された12桁の個人番号が個人に通知がされまして、平成28年1月からは申請による個人番号カードの交付が開始されますとともに、年金に関する相談、照会や税の申告書、税に関する法定調書への記載など、順次、個人番号の利用が開始されます。

また、平成29年1月から国の機関における連携が始まりまして、同年7月を目処に地方公共団体等

との連携が開始されるスケジュールが示されております。こうした進行にあわせてシステムの改修や条例等の整備、情報保護に関する事務について、国や県からの情報を得ながら今現在取り組んでいるところでございます。

そこで御質問のシステムの改修や条例の見直しについての準備の状況でございますが、システムの改修については今申し上げたとおり平成27年10月に個人番号の付番が行われ、利用開始が平成28年1月となっていることから、既存の住民基本台帳ネットワークシステム、税システム、福祉関係システム、団体内統合宛名システムなどについて、平成27年12月までに全ての自治体において改修及び導入を行う必要がありますので、それに向けて今、準備を進めているという状況でございます。

当市のシステムの改修の状況は、既存の住民基本台帳ネットワークシステム、今般の補正予算等で、この後の説明もありますけれども、予算措置しておりますが、税務システムの改修、団体内統合宛名システムの導入整備、これを進めるということで今般の補正予算にも計上をさせてもらっております。ですので、本定例会において議決をいただいた後に、直ちに改修作業に着手すると、そのような予定でございます。この後、福祉関係システムの改修も必要となりますので、全体のスケジュール並びに国庫補助金、補助事業等でございますので、そういった状況を確認しながら着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、条例の整備についてでございますが、番号法等の整合性を図るために個人情報保護条例や新たに個人番号カードが作られることから、手数料条例などの改正が必要となります。また、各種証明書類の添付を義務付ける規定についても、それを要しないということになりますので、そうした改正を行う必要があると考えております。

社会保障、地方税、災害に関する事務で番号法施行規則に基づくものであれば、個人番号を独自に利用することができるものであり、こうした場合は条例を新たに制定しなければならないということも考えております。

いずれにしましても、国からこのような情報が逐次入っておりますので、国における施行規則等の制定状況、こういったものを確認しながら条例、規則等の点検を行いながら、そごを生じないよう例規整備に取り組む計画としております。

二つ目の情報流出や不正利用に関する対策等の考え方でございます。

番号制度における情報連携は、国の機関や県、市町村が情報提供ネットワークを構築し、専用回線において情報のやり取りが行われておりますので、それらを束ねる中間サーバーが東日本と西日本、各1台整備されることとなります。情報連携ネットワークにおけるセキュリティー対策は、国において定められますけれども、その更新、仕様の主なものとして二つほど提示されております。一つが、情報一極集中の一元管理としないで、自治体や各機関がおのおの保有する分散管理とすると。二つ目として、個人番号そのものが直接的に連携システム内で照会、提供が行われるものではなくて、暗号化されるということでございます。地方公共団体が整備する個々のシステムにあっては、システム改修等の設計の段階において、そのシステムにおける情報量やシステムを取り扱う事務に携わる時に、システム概要等について特定個人情報の保護評価を事前に行うというふうにされておりますので、その評価を行いながら、その結果を国が設置する特定個人情報保護委員会、これは既

に設置されておりますけれども、そちらに提出し、そういった情報が公表されるということになります。

また、実際の事務においてですけれども、なりすましも危惧されますので、窓口対応における厳格な本人確認をすることが法律上求められておりますので、情報漏えい、不正利用に対する対策は、万全が期されているというふうに考えております。

そこで、本市にあつては、情報システムの安全性の確保及び個人情報や行政情報等適切に管理するために、にかほ市情報セキュリティ基本方針、これは既に平成18年に設置されておりますけれども、それによりまして、それに基づく情報セキュリティ対策基準、これによりシステム利用者や管理者が遵守することを徹底しております。外部との接続管理については、インターネットの接続部にファイヤーウォールを設けて庁内ネットワークを保護し、不正なアクセスを制限するために、必要に応じてフィルタリングを行っているというところでございます。

今回の番号制度では、個人番号の漏えいや不正利用防止のために、番号法の第12条で個人番号利用事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失、又は既存の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないと規定されておりますので、国の指針に基づき特定個人情報の厳格な情報管理を行ってまいりたいと考えております。

三つ目の市民に対するこうした制度の説明とその時期、方法についてでございますが、番号制度の広報、周知については、全ての国民、法人が対象となる制度ですので、国としては全国を回って説明会を開催するとしておりますけれども、今現在においては関係する政省令や指針、ガイドラインなど、未だ制度導入における細かな部分の確定された内容が示されておられませんので、未確定の曖昧な情報、こういった情報の提供による理解の錯誤や認識による混乱を避けるために、今後、国が示すパンフレットやリーフレット、こういったものが出ましたら、こういったものを活用しまして広報やホームページ等で周知をしていきたいと、このように考えています。

最後に、職員の研修計画についてでございます。

情報収集については、国が地方自治体や国の機関等を限定して情報開示、共有するサイトをインターネットで設置しておりますが、県からも逐一情報提供を受けております。制度導入に当たって個人番号の利用範囲や取り扱える職員にも制限が生じること、具体的には番号法で職権を乱用し、職務以外の目的で個人の秘密に属する特定個人情報が記録された文書の収集、知り得た秘密を漏らし、または盗用した場合には重い罰則規定があること、こういったことからこの制度の理解を深める必要があるため、職員に対しては個人番号の利用事務内容や本人の確認の手法、システム運用、操作などの事務従事に当たって研修の必要があると考えておりますけれども、国・県の動向を見ながら、あるいはそういった指針、指導を提示されましたら、その後において具体的な研修計画を検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上であります。

●議長（菊地衛君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） 私からは、PM2.5測定局の独自設置についてお答えいたします。

環境省によりますと、全国のPM2.5の常時監視を行っている測定局は、平成25年度末で856局と

なっています。それで、秋田県では現在6カ所の測定局で大気中のPM2.5濃度の常時監視を行っておりまして、一時監視、それから日平均値などの測定情報をウェブサイトを通じまして、誰もがリアルタイムで閲覧できるような環境になっております。

また、県では平成25年12月に秋田県微小粒子状物質、いわゆるPM2.5ですけれども、注意喚起用マニュアルを策定いたしまして、飛来等によりPM2.5濃度が日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムを超えることが予想されると判断される場合は、注意喚起を行うということになっております。注意喚起の実施及び周知につきましては、PM2.5に関する注意喚起等情報連絡体系が既に確立されておりまして、各測定局から県の担当課へ、そしてそこから周知要請が県の各関係部局並びに県内市町村へ一斉に伝達されます。また、それと同時に県のウェブサイト、ホームページですけれども、美の国あきたネットなんですけど、そちらへの掲載と報道機関に対しましての情報発表も行われます。これによりまして、速やかに県民へ伝えられる体制がとられております。

本市では、県から注意喚起の伝達を受けた場合、防災無線や安心防災メールで市民の皆様への的確な情報を伝え、周知を図ることとしております。

なお、これまでの測定結果では、一時的に濃度の上昇が見られることはありますが、注意喚起判断基準の日平均値1立方メートル当たり70マイクログラムを超えた日はございません。

PM2.5は季節の気象条件により濃度が変動することや、飛来する範囲が大変広範に及ぶことから、広域的で的確な判断が重要であると考えております。今年度、県では大館市に測定局を増設し、これを含め県内では七つの測定局でカバーをするわけですが、県の方ではこれにより、県内内陸部、それから沿岸部とも全てカバーできるというふうに考えております。

市といたしましては、測定局の独自設置、それから、それによる独自判断という注意喚起については考えてはおりません。県段階での一元化された情報発信に基づく行動、これが最良であると考えております。したがって、今後も国・県との連携を密にいたしまして、的確なその判断のもとで対応をしてまいりたいと考えております。御理解をいただきたいと思っております。

●議長（菊地衛君） 加藤議員。

●17番（加藤照美君） それでは、何点か再質問させていただきます。

この番号制度についてですけれども、このシステムの改修については大体どのくらいの経費がかかるのかということが第一点であります。

それから、この番号法が導入された場合、先ほど色々と答弁がありましたけれども、市民にとっての最大のメリット、この部分についてももう少し具体的にお願いしたいなと思っております。

それから、この番号制度が導入されますと、事務手続の簡素化がなされます。そういうことで、これがもし進められますと、職員の方々の仕事の量が大幅に削減されるかと思うんですけれども、これについての将来的なその職員数の削減等々は、今後考えていくのかどうかということを、この番号制度については再質問したいと思っております。

それから、教育委員会、市長権限、教育委員会についてですけれども、市長の答弁で大体分かりました。今までの教育委員会のそのメンバー、それから内容等は、その任期までは今までと変わらないということですので、これについては分かりましたけれども、この法改正については、今まで

は教育行政については、市長は意見を述べるができなかった部分が、今度、市長も教育行政については意見を述べるができるというような内容ですので、そういったことになりますと私が考えるには、市長は4年に一度の選挙で選ばれた方ですので、色んな方が市長になる可能性があります。そういったことを考えますと、教育行政については、やはり市長が意見を述べるというのはどんなものかなと思うわけですが、これについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

農業委員会の制度の見直しについてです。

農業委員の方々は、その改選時期になりますと、各会合に出向いて自分なりの意思表示をして、そして立候補し、農業委員になっている方が、選挙にはなっていないんですけども、各会合で意思表示をしながら農業委員になって、そして活動しているわけなんですけれども、この改正によって、これからは農業委員は首長が任命するということですので、農業委員に推薦された方々の意識改革といいますか、そういったその意識改革等の指導等も考えなければいけないのかなと思っております。ですので、そういった今までは農業委員会の会長と首長は同等の立場だったんですけども、これからは首長が任命するとなれば、農業委員会の会長は同等の立場ではなくなりますので、そこら辺の権限、首長の権限の強化ということが考えられます。そうした場合の農業委員の方々の意識改革、やる気を持たせるようなそういうようなことも考えなければいけないのではないかなということをおもっております。

それから、PM2.5についてですけれども、これ、にかほ市に一番近いところで、どこに設置しているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もしこれを設置する場合、どのくらいの経費がかかるのか、もし分かりましたらご答弁願いたいと思います。

●議長（菊地衛君） 市長。

●市長（横山忠長君） 教育委員会の改革については、当然、首長の意見、そうしたことも反映してくるわけでありますが、教育行政方針については大綱を作ると。大体、首長の任期に見合った期間の大綱を教育委員会と行政が、ともに話し合って作ると。それに基づいてにかほ市の教育行政を推進していくという形になろうかと思っております。

それから、農業委員会の委員についての、今度は首長からの選任ということで、まだこれは閣議決定された段階ですので、法律そのものはまだありません。ありませんので、私も全国的なことはよく分かりませんが、今、加藤議員がお話のように、それぞれの場所で自分の、にかほ市の農業をこうしていきたいというものの意見を発表しながら立候補していく、これは大変良いことだと思います。ただ、全国的に見てどうなのかはよく分かりませんが、仮に法律ができて、首長が選任する場合においては、やはりそれぞれの候補者について、それぞれ色んな場所から情報を収集して、そしてどういう形で農業に対して意欲を持っているか、このあたりも聞きながらですね、やはり選任していくんだらうかと私はそのように考えております。

他の質問については、担当の部長からお答えをさせます。

●議長（菊地衛君） 総務部長。

●総務部長（齋藤均君） それでは、質問にお答えをしたいと思います。

初めに、導入に係る経費についてでございますけれども、先ほど説明もいたしました、単年度で完結するシステム改修ではございません。2カ年に亘ってということになりますので、今現在で見積りますと、住基関連、税関連、それから宛名システム、こういった大きなシステム関係で、総額で約1,600万円ということになるかと思えます。その後に福祉関連システムの改修も必要となりますので、そういったものを加えると、もう少しこうシステム改修に係る経費は増額になるということになるかと思えます。

それから、最大のメリットということでございますけれども、先ほども説明いたしましたけれども、唯一無二の個人番号ということで、これまで税関係、住基関係、あるいは福祉関係で同一人であるということの照合といえますか、そこにそご等がなかったわけではないので、そういったことがなくなるということで、一番の狙いとするところが公平・公正な社会を実現すると、そのための社会基盤を整えるという取り組みでございます。そういったことが最大のメリットということです。

あわせて事務の効率化も進展するということですが、関連して、じゃあ職員が削減されるのかという点でございますが、これにつきましては、それを目的に取り組むものでございませぬので、そうした計画はありませんが、行財政改革とあわせていけば、当然幾分か削減には繋がるのかなというふうには考えております。

●議長（菊地衛君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（齋藤洋君） PM2.5の測定局で最も近いところということでございますが、由利本荘市の尾崎小学校が一つ、それから、山形県では遊佐測定局がございまして、遊佐町役場から東に約1キロメートルぐらい離れたところがございます。

それから、設置する場合の経費でございますが、測定機器及び建屋といたしまして約600万円ほど、それから維持管理、メンテナンス等でございますけれども100万円で、700万円ほどかかるということです。ただ、テレメーターと言いまして遠隔操作できるシステムですと1,000万円ぐらいかかるということでございます。

●議長（菊地衛君） 加藤議員。

●17番（加藤照美君） それでは、最後に教育長にお聞きしたいと思います。

今回のこの教育委員会の法改正についての教育長の御見解をお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長（菊地衛君） 教育長。

●教育長（齋藤光正君） それでは、私の方から、私なりに今、加藤議員さんの方にお答えしたいと思います。

春秋時代の中国の宰相である管仲は、「一年の計は田を耕すにあり、十年の計は木を植えるにあり、百年の計は人を養うにあり」というふうな明言を残し、人材育成の大切さを説いております。

このように、いつの時代でも人づくりは大事だというふうに言われております。今回の改正は、その人づくりのために、一つの施策としてとられたものと私は捉えております。

先ほど市長からも申されましたが、ある意味ではその教育行政に対する首長の発言が格段と増すとか、それから、教育委員会のその入り過ぎて、深入りし過ぎて、適正な執行が教育委員会ではでき

ないんじゃないかと、そういうふうな心配があります。確かに首長は総合教育会議を開いてみたり、または大綱を作成する、そういうことが言われていますが、よく考えてみますと、その総合教育会議というのは、第1条の4の中に、このように書いています。「首長と教育委員会が特に協議、調整が必要な事項があると判断した事項について調整協議を行う」、つまり、協議と調整です。そこに一方的な指導とか、一方的な権力の圧力とかはありません。

それから、大綱ですが、大綱は我がにかほ市の基本、総合発展計画あります。その中に教育関係もきちんと市長として、こんな子供を育てたい、こんな教育をしたいというふうに、その教育の基本方針を書いています。それをもとにして私ども教育委員会は、いろんな施策を考えているわけで、つまり、大綱イコール総合発展計画の一部なんです。だから、総合発展計画のその基本計画が、そのまま大綱という形に残されてもいいわけです。だから、決してその大綱を首長がこうやれああやれというふうな捉え方でなくて、やはり市の市長さんがこういうふうな世の中をつくる、こういう子供をつくる、それをもって教育委員会がそれを具体的に進めていくとすれば、発展計画の中にある大綱とはイコールですから、敢えてそれが首長の一つの力として作らなきゃいけないというふうな考え方は私は持っていません。

そして、第1条の3の4項に、こういう文言があります。地方公共団体の長に対し、第21条、この第21条というのは教育委員会の、これは仕事内容です。その規定する事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならないと、ここに首長に対する制限が書いている。つまり、そういうものに執行する権限を与えるものじゃないんだと、あくまでも協議、または調整なんだというふうなところで、ここに制限をしています。だから、私たちが考えるような、そういう圧力とか、ある意味ではそういうふうな深入りとか、そういうことは私たちは思っておりません。

そして今回は、今までと違うのはどこかという、やはり危機管理です。あの大阪の大津の自殺問題、あれを基にしてこの法が改正されました。つまり、例えば、いじめ問題によって子供の自殺が発生したり、そういう場合は、教育長が教育委員会を開いて、じゃあ具体的に何としていく、対応していました。でも、それだけでは対応しきれないのがこの間の大津事件でした。そこにね、例えば首長を主にして総合会議を開いて、子供のいじめに対し、例えば自殺問題、それで裁判とかそういうものになった場合に、首長を中心にして教育委員会と一緒に協議して、何として対応すればいいとか、これからやっぱり災害あったときに校舎が倒れてしまった、又は避難場所に行ってしまう。じゃあその避難場所の子供のことを何とするかと、それは教育委員会で今まで検討したけども、それらは市長が中心になれば建設部の担当、それから防災担当、ある意味では福祉担当とか色んな部署のところに連絡し合いながら一つの対応が早くできるというふうなことが今までと違ったような感じいたします。だから、一番やはり今回の改正で、この危機管理体制をスムーズに、そして迅速にやるのが、今回の大切な違いじゃないかと私は思います。つまり、首長と教育委員会の権限争いではないということです。大切なことは、そういう施策のもとで、子供たちが本当にいい環境のもとで、子供のためにどういうことをするのかということ为首長を中心にしながら一般行政と、それから教育委員会が連携して、総合的に推進していくというふうな捉え方を大事にしていきたいと捉えています。

最後に、どんなシステムであろうが、どんな制度に変わろうとも、それをうまく利活用するのは、これは人であります。大阪の大津事件みたいな、やはり人と人との繋がりが無い、人でない——人でないということないんですが、そういうふうな関係ではいけないと思う。つまり、人間関係、信頼関係です。つまり、私たち教育委員会は、まず市長を初めとして市長部局と、やはりその人間関係、信頼関係を大切にして頑張りたいというふうに思います。

以上です。

【17番（加藤照美君）「よく分かりました。終わります。」と呼ぶ】

●議長（菊地衛君） これで17番加藤照美議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時54分 散 会
